

## 7・3 STCW 条約の包括的見直し

### (1)改正 STCW 条約について

平成 22(2010)年 6 月末に採択された、STCW 条約 2010 マニラ改正(1978 年の船員の訓練および資格証明ならびに当直の基準に関する改正国際条約)では新たな資格要件が追加された他、船員の能力および船員への教育・訓練等に関する改正がなされた。

改正 STCW 条約は平成 24(2012)年 1 月に発効、国土交通省は同年 1 月 1 日付で船員法施行規則等を、平成 26(2014)年 4 月 1 日付で船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則等の関係規定を改正した。

なお、改正 STCW 条約は平成 24(2012)年 1 月に発効されているが、5 年間の経過措置が設けられており、効力発行は平成 29(2017)年 1 月 1 日となる。

平成 25(2013)年 11 月に開催された IMO 第 28 回総会において、IMO の海上安全委員会(MSC)など親委員会傘下の小委員会を再編し、従来の 9 つの小委員会から 7 つの小委員会とすることが正式に承認された。これにより従来の「訓練当直基準小委員会 (STW: Sub-committee for Standards of Training and Watchkeeping)」は「人的因子訓練当直小委員会 (HTW: Sub-committee for Human Element, Training and Watchkeeping)」へ名称が変更された。

なお、平成 27(2015)年 2 月の第 2 回人的因子訓練当直小委員会(HTW2)において「極海域を航行する船舶に乗り組む船員の訓練要件」が審議され、基本ならびに上級訓練資格証明書の取得要件や乗船履歴として認められる海域の改正案等が合意された。改正 STCW 条約の発効は平成 28(2016)年 6 月に開催予定の親委員会 (MSC) の採択を得て平成 30(2018)年 1 月 1 日となる予定。

また、平成 27(2015)年 2 月の IMO 第 3 回人的因子訓練当直小委員会 (HTW3)における主な審議内容・結果は以下のとおり。

1. 旅客船に乗り組む船員に対する新たな訓練要件について合意
2. 1995 年の STCW-F 条約について、採択以来、初めての包括的見直し議論開始
3. 船員の疲労の軽減・防止のための「疲労の軽減及び管理に関するガイドライン」の見直しについては、CG(コレスポンスグループ)を作り、次回小委員会(HTW4)まで、会議間における審議を継続
4. 船員の休息時間及び証明書に係る PSC ガイドラインの見直しについては、平成 28(2016)年 7 月開催の IMO 第 3 回規則実施小委員会 (III4) 及び次回 HTW4 で継続審議

当協会は今回審議された内容等について、関係船舶の運航に支障が生じないよう船社と連携を密にし、関係者への調整を図り、船主利益を確保するよう取り組んだ。